

滋賀県公文書等の管理に関する条例案

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例案

滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例案

関係資料

- ・ 滋賀県公文書等の管理に関する条例等の制定について . . . 1
- ・ 議第18号 滋賀県公文書等の管理に関する条例案 . . . 6
- ・ 議第19号 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
設置条例案 . . . 14
- ・ 議第20号 滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例案 . . . 28

滋賀県公文書等の管理に関する条例等の制定について

1 滋賀県公文書等の管理に関する条例の制定の理由

- 公文書の管理については、有識者懇話会での議論等を踏まえ、平成28年9月に本県の新たな公文書管理の在り方の基本方向を示した「未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して（方針案）」を策定しました。
- この方針案では、本県に多数残っている戦災や災害を免れた明治期以降の貴重な公文書の適切な保存および利用等を図ること、公文書の作成から廃棄に至る統一的な基準を定めることとしています。
- これを受けて、公文書等の管理の新たなルールや、公文書館の文書の利用請求権を条例で定めること等により、現用公文書の適正な管理、歴史的に価値のある公文書等の適切な保存および利用等を図り、もって県政を適正かつ効率的に運営するとともに、県の諸活動についての現在および将来の県民に対する説明責任を全うすることを目的として、条例を制定しようとするものです。

2 滋賀県公文書等の管理に関する条例のポイント

- (1) 統一的な管理ルールを規定
 - ・ 現用公文書と特定歴史公文書等の管理を同一の条例で規定
 - ・ 現用公文書に関する基本となる管理ルールを条例で規定
- (2) 移管制度の創設
 - ・ 歴史資料として重要な現用公文書の公文書館への移管手続を条例で規定
- (3) コンプライアンスの確保
 - ・ 管理体制の整備・現用公文書の管理状況等の公表
- (4) 外部有識者の知見の活用
 - ・ 文書管理規程の基準となるべき事項や公文書等の廃棄、審査請求等重要な事項について、外部有識者によるチェックの仕組みを制度化
- (5) 特定歴史公文書等の利用促進
 - ・ 特定歴史公文書等の利用請求権の創設と審査請求制度の整備
 - ・ 他の機関(教育機関、博物館等)との連携による利用促進

3 滋賀県公文書等の管理に関する条例案の概要 (別紙1)

4 関連条例の制定

滋賀県公文書等の管理に関する条例の制定と併せて、同条例に基づく調査審議を行うため附属機関を設置し、および同条例に基づく特定歴史公文書等の利用の促進を図るための公の施設を設置するため、次の2条例を制定します。

(1) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 (別紙2)

既存の附属機関である滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、新たに滋賀県公文書等の管理に関する条例の規定により権限に属させられた事項の調査審議を所掌事務に加えた附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置。

(2) 滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例 (別紙3)

特定歴史公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するため、滋賀県立公文書館を、大津市京町四丁目(現・県政史料室)に設置。

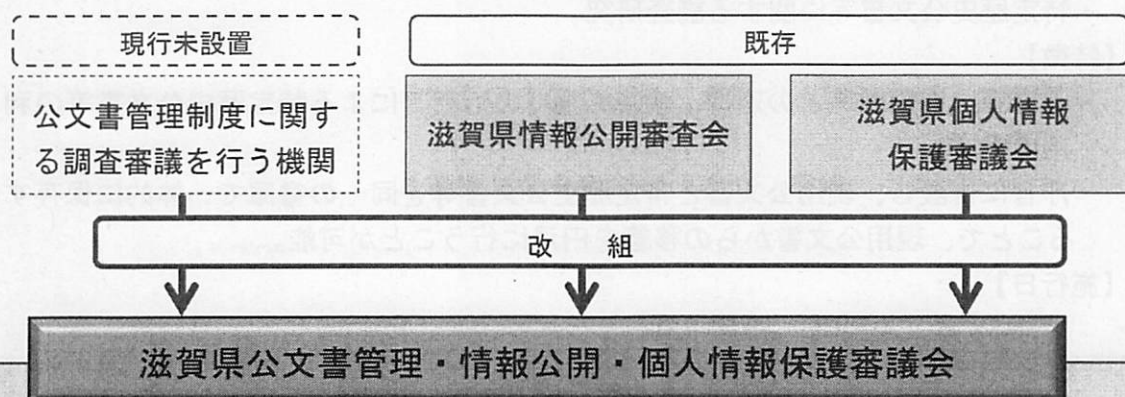
5 検討の経過

平成27年7月～平成28年8月	公文書管理に関する有識者懇話会(全5回開催)
平成28年9月	方針案の策定
10月	方針案を常任委員会で報告
平成30年5月	条例の制定等について常任委員会で報告
6月	公文書管理庁内検討会議を設置し、条例の骨子案等について議論
9月	条例の骨子等に係る関係団体等との意見交換
11月	県民政策コメント制度で意見を求める条例の素案を常任委員会で報告
11月～12月	県民政策コメントの実施
平成31年2月	県民政策コメントの実施結果を常任委員会で報告

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例案の概要

既存の附属機関である滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組し、新たに滋賀県公文書等の管理に関する条例の規定により権限に属させられた事項の調査審議を所掌事務に加えた附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置する。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の概要



【設置】 知事の附属機関として設置

【担当事務】

- ・公文書管理制度・情報公開制度・個人情報保護制度の運営・改善に関する提言
- ・審査請求に係る調査審議(特定歴史公文書等利用請求等・公文書公開請求等・個人情報開示請求等)
- ・個人情報の取扱い等に係る調査審議
- ・文書管理に関し知事が定める基準の策定・変更、現用公文書・特定歴史公文書等の廃棄に係る調査審議

【組織・委員】

- ・審議会:委員 14 人以内で組織。
- ・委員:任期3年。学識経験を有する者等知事が適当と認める者のうちから知事が任命。
- ・全体会のほか、公文書等管理部会、審査部会、個人情報保護部会を設置。

【審査請求に係る調査権限】

- ・諮問実施機関に対する対象公文書等の提示およびその内容を分類・整理した資料の提出の要求
- ・審査請求人等に対する意見書・資料提出の要求その他必要な調査の実施

【施行日】 平成 31 年(2019 年)4月1日

滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例案の概要

滋賀県立公文書館の概要

【趣旨】

特定歴史公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するため、公の施設として滋賀県立公文書館を本庁舎（現・県政史料室）に設置。

【業務】

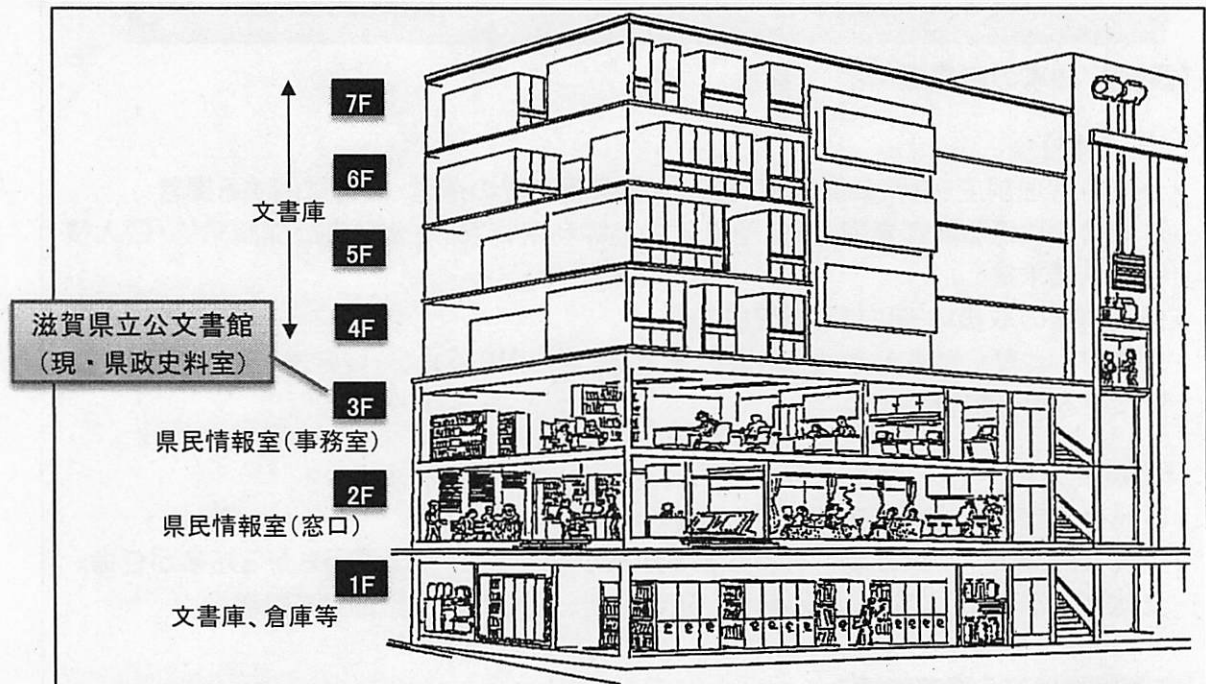
- ・ 特定歴史公文書等の収集、保存
- ・ 展示、インターネット等の利用による特定歴史公文書等の公開
- ・ 特定歴史公文書等に関する講演会、講習会等の開催による情報提供
- ・ 特定歴史公文書等に関する調査研究

【特徴】

- ・ 図書館・博物館等との連携、教育の場での活用等による特定歴史公文書等の利用の促進。
- ・ 庁舎に併設し、現用公文書と特定歴史公文書等を同一の書庫で一体的に保存することで、現用公文書からの移管を円滑に行うことが可能。

【施行日】

平成 32 年（2020 年）4 月 1 日



階数	部屋名	面積	主な利用方法
4～7階	文書庫	各618㎡	文書保存箱で50,000箱収蔵可能
3階	滋賀県立公文書館	547㎡	特定歴史公文書等の閲覧、展示
	県民情報室(事務室)		県民情報室の事務室、文書庫受付
2階	県民情報室(窓口)	275㎡	公文書公開窓口、行政・統計資料等の開架閲覧
1階	文書庫、倉庫等	311㎡	主に図面・印刷物を収納

滋賀県公文書等の管理に関する条例案要綱

1 制定の理由

県の公文書は、県行政の執行に必要であるだけでなく、県民に対する説明責任を果たし、あるいは地域や行政の歩みをたどるためにも必要なものであり、地方自治の本旨に則した県政を推進するためには、公文書を健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源と位置付け、その適正な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要となってきています。

県では、明治期から昭和戦前期までに作成された公文書が戦災や大規模災害の影響を免れて、全国的にも貴重で価値の高い歴史資料として保存されており、平成 20 年 6 月には、これらの文書を歴史資料として特別な管理がされた「歴史的文書」と位置付け、その利用を進めてきたところです。

しかし、現用公文書には滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）に基づく公開請求権が認められている一方で、歴史的文書には利用請求権が認められておらず、県民の知る権利が十分に尊重されているとはいえない状況にあり、また、現用公文書から歴史的文書への継続的な移行についての統一的な定めがないことから、昭和戦後期以降の公文書の歴史的文書への移行が進んでいないという課題もあります。

国においては、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）が平成 23 年 4 月に施行され、同法では、地方公共団体においても、同法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施するよう求めているところです。

こうしたことから、公文書等の管理の基本となる事項を定めること等により、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、その諸活動を現在および将来の県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを目的として、「滋賀県公文書等の管理に関する条例」を制定しようとするものです。

2 概要

(1) 総則

ア 目的

この条例は、地方自治の本旨に則した県政を推進するためには、県の諸活動および歴史的事実の記録であり、かつ、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源である公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、公文書等の管理の基本となる事項を定めること等により、現用公文書の適正な管理および特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、その諸活動を現在および将来の県

民に説明する県の責務が全うされるようにすることを目的とします。(第1条関係)

イ この条例の主な用語の定義等に関する規定を設けることとします。(第2条および第3条関係)

(2) 現用公文書の管理

ア 文書の作成

実施機関の職員は、この条例の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程ならびに当該実施機関の事務および事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、実施機関が設ける文書管理規程で定めるところにより、文書を作成しなければならないこととします。(第4条関係)

イ 現用公文書の整理

(ア) 実施機関の職員が現用公文書を作成し、または取得したときは、当該実施機関は、文書管理規程で定めるところにより、当該現用公文書について分類し、名称を付するとともに、常時業務に使用するものを除き、30年以下の保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならないこととします。(第5条第1項および第4項関係)

(イ) 実施機関は、相互に密接な関連を有する現用公文書をファイルにまとめ、文書管理規程で定めるところにより、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、常時業務に使用するものを除き、30年以下の保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならないこととします。また、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、文書管理規程で定めるところにより、公文書館への移管の措置または廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととします。(第5条第2項、第3項および第5項関係)

ウ 現用公文書の保存

実施機関は、ファイル等をその内容、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存しなければならないこととします。また、1年未満の保存期間が設定されたファイル等を除き、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日および保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項を記載したファイル管理簿を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととします。(第6条および第7条関係)

エ 移管または廃棄

(ア) 実施機関は、保存期間が満了したファイル等について、公文書館に移管し、または廃棄しなければならないこととします。(第8条第1項関係)

(イ) 実施機関は、ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ知事に報告しなければならないこととし、知事は、当該報告に係るファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に意見を聴かななければならないこととします。(第8条第2項および第3項関係)

(ウ) 知事は、(イ)の意見を勘案し、当該現用公文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該ファイル等を保有する実施機関に対し、当該ファイル等を公文書館に移管するよう求めるものとし、当該求めを受けた実施機関は、当該ファイル等について当該求めを参酌して、当該ファイル等を公文書館に移管することができることとします。(第8条第4項および第5項関係)

オ 電子情報システムの利用および管理体制の整備

(ア) 実施機関は、現用公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システムの利用に努めなければならないこととします。(第9条関係)

(イ) 実施機関は、現用公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならないこととします。(第10条関係)

カ 文書管理規程

実施機関は、知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める現用公文書の管理に関する基準を参酌して、文書管理規程を設けなければならないこととします。(第11条関係)

(3) 特定歴史公文書等の保存、利用等

ア 特定歴史公文書等の保存等

知事は、特定歴史公文書等について、原則として、公文書館において永久に保存しなければならないこととし、その分類、名称その他の必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととします。(第12条関係)

イ 特定歴史公文書等の利用請求

(ア) 特定歴史公文書等の利用請求の方法を定めることとします。(第13条関係)

(イ) 特定歴史公文書等について、次に掲げる場合等を除き、利用させなければならないこととします。(第14条第1項関係)

a 実施機関から移管された特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

(a) 滋賀県情報公開条例第6条第1号、第2号、第4号または第6号(イからエまでを除く。)に掲げる情報

(b) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

b その全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等または個人から寄贈され、または寄託された特定歴史公文書等であって、当該期間が経過していない場合

(ウ) 知事は、特定歴史公文書等の利用を制限する場合、時の経過を考慮するとともに、実施機関の意見を参酌しなければならないこととします。(第14条第2項関係)

(エ) 利用を制限しようとする情報が本人情報である場合の特例を定めることとします。(第15条関係)

(オ) 利用決定等の方法ならびに期限およびその特例を定めることとします。(第16条

～第 18 条関係)

(カ) 利用請求に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されている場合は、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができることとします。また、当該情報が人の生命等を保護するため公にすることが必要である場合には当該第三者に、実施機関から利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されたものについて利用決定をする場合には当該意見を付した実施機関に、意見書を提出する機会を与えなければならないこととします。(第 19 条関係)

(キ) 特定歴史公文書等を利用させる場合には、原則として、文書、図画または写真は閲覧または写しの交付の方法により、電磁的記録は知事が定める方法により行うこととします。(第 20 条関係)

ウ 特定歴史公文書等の利用の促進等

(ア) 知事は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法による積極的な一般の利用、資料の提供その他の方法による学校教育における活用ならびに図書館、博物館その他の施設と共同して、文書その他の資料の相互貸借その他の方法による利用および調査研究の促進を図るよう努めなければならないこととします。(第 22 条第 1 項～第 3 項関係)

(イ) 知事は、市町における歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書の利用の促進に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。(第 22 条第 4 項関係)

(ウ) 特定歴史公文書等を移管した実施機関がそれぞれその所掌事務または業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合の特例を定めることとします。(第 23 条関係)

エ 特定歴史公文書等の廃棄

知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、当該文書を廃棄することができることとします。(第 24 条関係)

(4) 審査請求

利用請求に関して、審査請求をすることができることとし、知事は、審査請求があったときは、原則として、審議会に諮問しなければならないこととするほか、必要な手続を定めることとします。(第 25 条～第 28 条関係)

(5) 人材育成

ア 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、現用公文書の管理を適正かつ効率的に行うことができるよう、必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとします。(第 29 条第 1 項関係)

イ 知事は、その職員に対し、公文書館における特定歴史公文書等の適切な保存および利用の促進ならびに歴史公文書等の公文書館への適切な移管を図る上で必要な知識および技能を有する人材の確保および資質の向上を図るため、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずるものとします。(第 29 条第 2 項関係)

(6) 雑則

- ア 知事は、毎年度、現用公文書の管理状況および特定歴史公文書等の保存、利用等に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとします。(第30条関係)
- イ 県が出資している法人および県の公の施設の指定管理者は、保有する文書または管理を行う公の施設に係る文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるように努めなければならないこととします。(第31条および第32条関係)
- ウ 刑事訴訟に関する書類および押収物について、この条例の規定の適用の特例等を定めることとします。(第33条関係)

(7) その他

- ア この条例は、平成32年4月1日から施行することとします。ただし、公安委員会および警察本部長に係る規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第20条—第24条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第25条—第30条）</p> <p>第5章 雑則（第31条—<u>第34条</u>）</p> <p>付則</p> <p>前文および第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>（追加）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第20条—第24条）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（第25条—第30条）</p> <p>第5章 雑則（第31条—<u>第33条</u>）</p> <p>付則</p> <p>前文および第1条 省略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第 号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等</u></p>

(2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの_____

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたい個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

第4条から第28条まで 省略

(出資法人の情報公開)

第29条 省略

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第30条 省略

(公文書の目録)

第31条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

第32条から第34条まで 省略

付則 省略

(3) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

(解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたい個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

(削除)

第4条から第28条まで 省略

(出資法人の情報公開)

第29条 省略

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容_____等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第30条 省略

(削除)

第31条から第33条まで 省略

付則 省略

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例案要綱

1 制定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、新たに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとするものとします。（第1条関係）
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くこととし、また、審議会は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とすることとします。（第2条関係）
- (3) 審議会の担当事務を定めることとします。（第3条関係）
- (4) 審議会は、委員14人以内で組織することとし、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとします。（第4条関係）
- (5) 委員の任期は3年とし、その他委員の任期について必要な事項を定めることとします。（第5条関係）
- (6) 審議会に会長を置くこととし、会長について必要な事項を定めることとします。（第6条関係）
- (7) 専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。（第7条関係）
- (8) 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとします。（第8条関係）
- (9) 審議会の会議は会長が招集することとするほか、審議会の会議について必要な事項を定めることとします。（第9条および第10条関係）
- (10) 審議会に、公文書等管理部会、審査部会および個人情報保護部会を置くこととし、部会の担当事務および部会の会議について必要な事項を定めることとします。（第11条関係）
- (11) 審査部会は、審査部会に属する委員のうちから、部会長が指名する者3人以上をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議することとし、合議体について必要な事項を定めることとします。（第12条および第13条関係）
- (12) 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る対象公文書等の提示を求めることができることとするほか、審査請求に係る審議会の調査審議

の手續について、必要な事項を定めることとします。(第 15 条～第 21 条関係)

(13) 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理することとします。ただし、住民基本台帳法第 30 条の 40 第 1 項に規定する事項に係る事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理することとします。(第 22 条関係)

(14) (8)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処することとします。(第 24 条関係)

(15) その他

ア この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>滋賀県情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—<u>第18条の2</u>）</p> <p>第3章 審査請求（<u>第18条の3—第29条</u>）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（<u>第30条—第34条の2</u>）</p> <p><u>第5章 雑則（第35条—第38条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第39条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第13条まで 省略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、<u>第20条および第21条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第15条から第18条まで 省略</p>	<p>滋賀県情報公開条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第4条—<u>第19条</u>）</p> <p>第3章 審査請求（<u>第20条—第24条</u>）</p> <p>第4章 情報公開の総合的な推進（<u>第25条—第30条</u>）</p> <p><u>第5章 雑則（第31条—第34条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第13条まで 省略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、<u>第23条および第24条</u>において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第15条から第18条まで 省略</p>

第18条の2 省略

第3章 審査請求

第18条の3および第18条の4 省略

(審査会 への諮問等)

第19条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2)および(3) 省略

第21条 省略

(滋賀県情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

第19条 省略

第3章 審査請求

第20条および第21条 省略

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)

第22条 公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第23条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条および次条において同じ。）

(2)および(3) 省略

第24条 省略

(削除)

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

(削除)

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査

(削除)

請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(削除)

(提出資料の閲覧等)

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(削除)

(調査審議手続の非公開)

第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。

(削除)

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(削除)

第4章 情報公開の総合的な推進

第4章 情報公開の総合的な推進

第30条～第34条の2 省略

第25条～第30条 省略

第5章 雑則

第5章 雑則

第35条～第38条 省略

第6章 罰則

(罰則)

第39条 第22条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下
の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付則 省略

第31条～第34条 省略

(削除)

付則 省略

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p style="text-align: center;">滋賀県個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p> 第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p> 第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p> 第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p> 第4節 審査請求（<u>第42条の2—第45条</u>）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第46条・第47条</u>）</p> <p>第4章 <u>滋賀県個人情報保護審議会（第48条—第55条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第56条—第58条）</u></p> <p>第6章 <u>罰則（第59条—第64条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>（取得の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）から（7）まで 省略</p> <p>（8）前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、<u>滋賀県個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた上で本人以外のものから取得することと相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県個人情報保護条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 実施機関の取り扱う個人情報の保護</p> <p> 第1節 個人情報の取扱いの制限（第5条—第11条）</p> <p> 第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第12条）</p> <p> 第3節 開示、訂正および利用停止等（第13条—第42条）</p> <p> 第4節 審査請求（<u>第43条—第47条</u>）</p> <p>第3章 事業者の保有する個人情報の保護（<u>第48条・第49条</u>）</p> <hr/> <p>第4章 <u>雑則（第50条—第52条）</u></p> <p>第5章 <u>罰則（第53条—第57条）</u></p> <p>付則</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>（取得の制限）</p> <p>第6条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）から（7）まで 省略</p> <p>（8）前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、<u>滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会</u>の意見を聴いた上で本人以外のものから取得することと相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p>

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の職務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会

____の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

第7条 省略

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(8)まで 省略

(9) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県個人情報保護審議会 _____の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 省略

第9条から第22条まで 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第44条および第45条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の職務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

____の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

第7条 省略

(利用および提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)から(8)まで 省略

(9) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 省略

第9条から第22条まで 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人および開示請求者以外の者(以下この条、第46条および第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、

当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2から4まで 省略

第24条から第42条まで 省略

第4節 審査請求

第42条の2および第42条の3 省略

(滋賀県個人情報保護審議会への諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節および第4章において同じ。)

(2)および(3) 省略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第45条 省略

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2から4まで 省略

第24条から第42条まで 省略

第4節 審査請求

第43条 および第44条 省略

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会への諮問等)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)から(4)まで 省略

2および3 省略

(諮問をした旨の通知)

第46条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人および参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条および次条において同じ。)

(2)および(3) 省略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第47条 省略

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

(事業者への支援)

第46条および第47条 省略

第4章 滋賀県個人情報保護審議会

(滋賀県個人情報保護審議会)

第48条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項および特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議する。

3 審議会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会は、第2項の調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

(審議会の調査権限)

第49条 審議会は、第43条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これ

(事業者への支援)

第48条および第49条 省略

(削除)

を拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第50条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第51条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第52条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

（調査審議手続の非公開）

第53条 審議会が第43条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第54条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第55条 この章に定めるもののほか、審議会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第56条から第58条まで 省略

第6章 罰則

(罰則)

第59条から第61条まで 省略

第62条 第48条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第63条 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第59条または第60条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第64条 省略

付則 省略

第4章 雑則

第50条から第52条まで 省略

第5章 罰則

(罰則)

第53条から第55条まで 省略

(削除)

第56条 法人(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して、第53条または第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 省略

付則 省略

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p><u>（本人確認情報の保護に関する審議会）</u></p> <p>第7条 法第30条の4第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第52条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。</u></p> <p>付則以下 省略</p>	<p>第1条から第6条まで 省略</p> <p>（削除）</p> <p>付則以下 省略</p>

滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例案要綱

1 制定の理由

滋賀県公文書等の管理に関する条例に定める特定歴史公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するための施設として、滋賀県立公文書館を設置するため、新たに滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 特定歴史公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するため、滋賀県立公文書館（以下「公文書館」という。）を大津市京町四丁目に設置することとします。（第1条関係）
- (2) 公文書館の業務について定めることとします。（第2条関係）
- (3) 公文書館の開館時間および休館日について定めることとします。（第3条関係）
- (4) この条例は、平成32年4月1日から施行することとします。